

四日市市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第8号

四日市市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

四日市市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年四日市市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（歳出予算流用の制限）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 次の各号に掲げる節の金額についてはその相互間以外に流用することはできない。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) 共済費</p> <p>(5)及び(6) （略）</p> <p>（支出負担行為の手続の特例）</p> <p>第25条 部局の長は、次の各号に掲げる事項に係る支出負担行為の手続を行うときは、前条の規定にかかわらず、支出命令の手続に併せて行うことができるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p><u>(4)</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> （略）</p>	<p>（歳出予算流用の制限）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 次の各号に掲げる節の金額についてはその相互間以外に流用することはできない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) 共済費<u>（報償費又は賃金にかかる社会保険料は除く。）</u></p> <p>(5)及び(6) （略）</p> <p>（支出負担行為の手続の特例）</p> <p>第25条 部局の長は、次の各号に掲げる事項に係る支出負担行為の手続を行うときは、前条の規定にかかわらず、支出命令の手続に併せて行うことができるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p><u>(4) 賃金</u></p> <p><u>(5)</u> （略）</p> <p><u>(6)</u> （略）</p>

(6) (略)	(7) (略)
(7) (略)	(8) (略)
(8) (略)	(9) (略)
(9) (略)	(10) (略)
(10) (略)	(11) (略)
(11) (略)	(12) (略)
(12) (略)	(13) (略)
(13) (略)	(14) (略)
(14) (略)	(15) (略)
(15) (略)	(16) (略)
(16) (略)	(17) (略)

改正後				
別表第1 (第26条関係)				
支出負担行為整理区分表				
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
(略)				
7 削除				
(略)				
備考 指定品目又は単価契約に係る支出負担行為にあつては、上表の規定にかかわらず、 <u>支出負担行為として整理する時期を支出決定の日又は請求のあったときと、支出負担行為の範囲を発注金額又は請求金額と、支出負担行為に必要な主な書類を発注書、納品書又は請求書とすることができる。</u>				

改正前				
別表第1 (第26条関係)				
支出負担行為整理区分表				
区分	支出負担行為	支出負担行為	支出負担行為	備考

	として整理する時期	の範囲	に必要な主な書類	
(略)				
7 賃金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は支出調書	
(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市予算の編成及び執行に関する規則の規定にかかわらず、令和元年度歳出予算の出納整理期間中における支出及び令和元年度の決算については、なお従前の例による。

(財政経営部財政課)